

# 6 要望制度

自治会(自治会連合会)からの要望を提出する際、事前に知っておいていただきたい事項です。

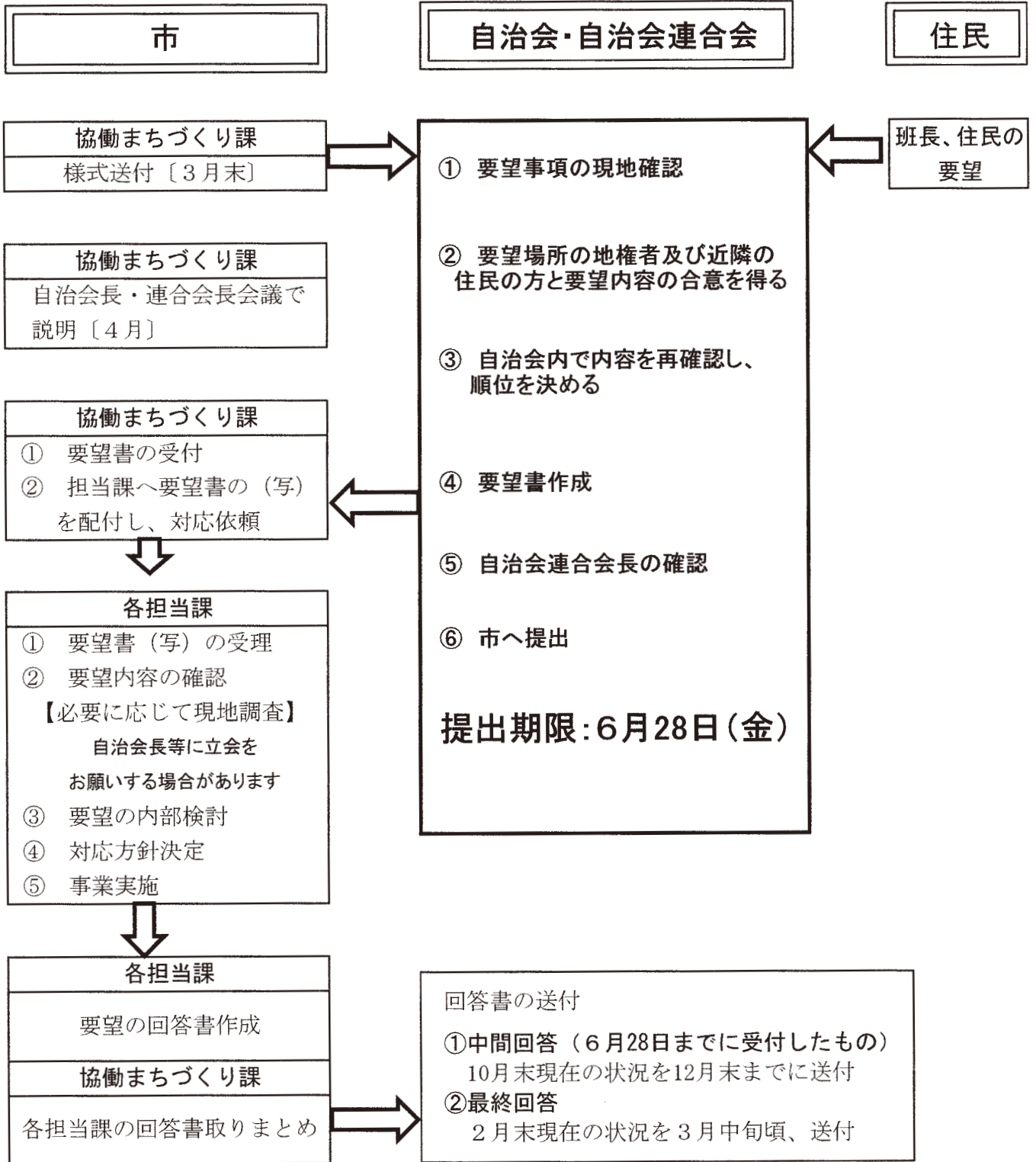
袋井市ホームページから申請用紙をダウンロードできます。

トップページ → 暮らし・手続き → まちづくり → 地区・自治会活動 →  
自治会ハンドブック掲載の申請・報告書類一覧



# 地元要望に関する手続きの流れ

⇒ 手続きの流れ



## 特記事項

- ① 道路の穴や陥没を見つけた場合など、緊急を要する事項については、自治会からの要望とせず、直接、維持管理課へ連絡してください。(46ページ参照)
- ② 優先順位が上位であっても実施できない場合があります。

## 要望項目作成時の注意（共通事項）

要望事項は、次の点に御配慮いただきますようお願いいたします。

### 1 地域で十分に協議をしてください

- (1) 地域住民の意思が統一されたものとしてください。
- (2) 用地の提供が必要なものについては、地権者の同意を得てください。
- (3) 特に、信号機設置、速度規制、横断歩道、一時停止規制など「道路交通法」に基づく規制要望については、必ず予定地周辺の近隣住民の承諾を得てください。

### 2 要望箇所のわかる位置図等を記載または添付してください

- (1) 地図や現地の地番がわかるもの、及び現況写真を添付してください。
- (2) 路線名、学校やコミュニティセンターなどの公共施設、店舗、神社仏閣等、目印になるものを基準に場所を示してください。
- (3) 「〇〇〇〇さん宅(新屋1-1-1)西側」のように番地を記載してください。

### 3 正確な路線名がわかれば名称を記載してください

路線名は、袋井市ホームページ「どまんなか袋井navi」で確認できます。

<参考>道路は、その用途などによって分類されています。

市道：市内の交通のために市が管理する道路

県道：地域間を接続するために県が管理する道路

農道：農業用として使う、田や畑等への通路

私道：個人や法人が管理する道路

※ 県（国）が管理する道路・排水路については、県（国）へ副申いたします。

※ 私道については市では対応できかねますので、地域から直接地権者に御相談ください。



どまんなか袋井navi

### 4 河川の草刈りの危険箇所等に対する要望について

- (1) 各自治会が河川の草刈りを実施している場所で、急斜面等で草刈りを行うのが困難な場所がある場合は、自治会に配布の「河川の地図」をコピーし、地図にその箇所を記入してください。
- (2) 記入した「河川の地図」を個票に添付して提出してください。

### ◆ 要望書作成後、自治会連合会長への確認をお願いします

令和5年度より、地元要望書に自治会連合会長による確認日欄を設けました。

## お願い

道路の穴や陥没を見つけたら・・・  
道路空間を阻害する草木等がある・・・など

**緊急を要する事項については、自治会からの要望事項とせず、直接、市へ連絡してください。**

道路の穴や陥没、道路の草木等については、交通の支障になるだけでなく事故の原因にもなるため、**緊急に修繕**する必要があります。

その他にも**緊急を要する事項については、要望事項とは関係なく、迅速に対応しますので、直接担当課へ御連絡、御相談ください。**

## <通報の流れ>

### 市民からの通報



フッピーVoice

方法① 右記の二次元コードにより、通報する

※フッピーVoice (89 ページ) は、スマートフォンで、道路や公園の破損など、写真付きで市に通報できるサービスです。

方法② 電話により、通報する

#### 通報先

担当 袋井市役所 都市建設部 維持管理課 維持公園係  
電話 44-3165 FAX 42-3367

#### 通報時に必要な情報

- 通報する人の名前
- 場所 (おおよその地番、目標物など)
- 状況の概要 (穴などの大きさ、通行の可否など)

